

議案第77号	三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び所得税法等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の整備を行うに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法等の一部を改正する法律第8条において改正された外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（「外国居住者等所得相互免除法」）第9条、第13条及び第17条 ・ 地方税法施行令第56条の88の2第1項、第2項 <p>【改正趣旨】</p> <p>所得税法等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の整備及び地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>① 国民健康保険税の課税の特例の追加（一部改正条例（平成26年三田市条例第10号）の付則の改正） ⇒国民健康保険税の課税の特例を定めるための外国居住者等所得相互免除法が、平成28年5月25日に公布され、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等※の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるために、三田市国民健康保険税条例付則に關係規定を追加するもの。 （条例付則第10条、第11条）</p> <p>※特例適用利子等・特例適用配当等 →日本国居住者が、台湾に所在する企業等を通じて、国内において支払いを受ける利子及び配当等をいう。</p> <p>② 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ ⇒国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令に定める金額を上限として定めるが、平成28年3月31日付けにて地方税施行令が改正され、基礎課税額（医療分）が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税学（支援分）が17万円から19万円に引き上げられたため、三田市国民健康保険税条例に規定する賦課限度額についても合わせて改正するもの。（条例第2条、第21条）</p> <p>【施行期日】</p> <p>① 国民健康保険税の課税の特例を追加する規定 平成29年1月1日</p>

② 国民健康保険税の賦課限度額の引上げに係る改正規定 平成 29 年 4 月 1 日
